

第11回 上越市消防団適正配置検討委員会

日時：平成31年3月1日（金）

午後3時00分から

場所：上越市春日謙信交流館 第一議室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 報告書（案）の骨子について …資料1

(2) 消防団の再編案について …資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料4

(3) 消防力の整備指針に定める8項目について

(4) その他

・今後のスケジュールについて

4 閉 会

報告書（案）の骨子について

1 ヒアリングとアンケート調査から見えた課題

消防団が抱える問題点や地域の実情を把握・分析し、その対応策を検討するため、消防団と町内会等を対象にしたヒアリング及びアンケート調査を実施

■ 消防団が抱える主な課題

- ①全ての消防部が、団員確保が困難としている
- ②全ての消防部が、消防行事や訓練に負担を感じ、見直しが必要と考えている
- ③消防団員の約5割が、現行体制での活動継続は困難（統合・再編が必要）と考えている

<消防団の主な意見>

①団員の確保について

- ・管轄地域に、団員候補となる若い人が少ない
- ・地縁を頼りにした団員の勧誘が困難である

②消防行事や訓練について

- ・市町村合併後、消防行事や訓練が増えて負担に感じている
- ・消防団として必要な訓練と不要な行事は整理すべき
- ・事業所から災害出動や行事等への参加に対する理解が得られない
- ・夜警の活動時間（2時間）の縛りは撤廃すべき

③現行体制での活動（統合・再編の必要性）について

- ・消防団員が減少、高齢化し、十分な訓練や災害対応ができない
- ・地元に居住する団員又は勤務者が少ないと、直ぐに参集できない
- ・器具置場や資機材の維持管理が負担となっている
- ・学校区を単位として消防部を再編してもよいのではないか

<町内会の主な意見>

- ・消防団との付き合いは殆どない。消防団の関わりは、町内会によって濃淡がある
- ・消防器具置場が無くなかった場合、災害発生時に不安がある
- ・消防団に頼ることなく、自主防災組織の取組を強化することが重要となる
- ・消防団員の負担軽減が必要ではないか
- ・消防団の活動が難しくなってきており、常備消防を充実させるべき

対応策の提言

2 報告書<骨子>

I 組織体制の見直し

(1) 消防団の業務

■ 消防団は、消防庁の「消防力の整備指針」に定める8項目の“消防団の業務”を果たせる体制確保に努めることが必要である。※8項目の業務と主な活動を例示（別紙）

- ・消火活動については、常備消防が迅速な初動体制を整えている中にあって、消防団員が火災現場へ早期に参集することが困難な状況になってきていることを踏まえ、消防団が担う主な役割としては、①初期対応（水利確保、避難・交通誘導）、②消火対応（送水、放水）、③残火処理（警戒）など、常備消防を後方支援する体制を確保していくことが大切である。
- ・地域防災力を高めるためには、消防団、町内会（自主防災組織等を含む）、防災士会、常備消防、市は相互に連携を密にし、地域住民や防災関係機関が一体となって、消防訓練や火災予防などの防災活動に取り組んでいく必要がある。
- ・消防団の機能を維持するため、日中の消火活動を行う事務所消防隊や、火災予防活動を行う女性団員など、一部の消防団業務に限定した機能別団員を活用することが望ましい。

(2) 消防団の再編成の考え方

■ 消防団の業務を果たすには、将来的にも団員確保が困難な状況が続くことを見据え、今後、消防団の機能を維持していくため、常備消防との連携強化を図るとともに、市街地や山間部等の地域特性、町内会や地域自治区等などの地縁を鑑み、方面隊や分団を単位として活動拠点を決定した上で、集約を進めていくことが望ましい。

- ・活動拠点への集約の過程においては、消防部統合の目安とする消防団員の人数や、消防車・消防資機材の配備に関するルール作りが必要となる。
- ・再編成に当たっては、管轄地域の町内会に対し、再編の目的や手順についての理解と協力を得ながら進めていく必要がある。

(3) 消防器具置場や消防資機材等の整理

■ 消防器具置場や消防車・消防資機材の老朽化が進む中、これらの整備・更新に当たっては、方面隊や分団単位で活動拠点を決定した上で、消防器具置場の整備や消防車・資機材の更新を計画的に進めていくことが望ましい。

- ・活動拠点とした消防器具置場の整備に当たっては、既存の公共施設や町内会館の利活用を含め、効率的な使用方法を検討することが望ましい。
- ・消防団が不要とした消防器具置場や消防ポンプ等（消防車を除く）は、地域のコミュニティや防災力を高める有効な使用方法を検討することが望ましい。
- ・自主防災組織や町内会が消防ポンプを使用する場合は、定期的に消防訓練を行うなど、安全性を確保するためのルール作りが必要である。
- ・消防車等の更新や配備に当たっては、各消防部の使用状況に応じて、統合等で不要となった消防車等を更新が必要な消防部へ移管するなど、地域に必要な消防力を考慮し、効率的に実施していくことが望ましい。

(4) 10年先を見据えた消防団の再編案

II 消防団員の確保

(1) 訓練や行事の見直し

■ 消防団員の負担軽減を図るとともに、団員の安全と消防技術を高められるよう各種訓練や行事を見直す（実施時期や内容の変更、廃止、訓練の充実など）必要がある。

- ・各方面隊の行事や訓練は、市町村合併前から続く各方面隊の訓練や、地域の伝統行事として実施している側面もあることから、地域の実情や問題点を踏まえ、見直しを検討することが望ましい。
- ・夜警や水利点検など平常時の活動は、各消防部の管轄範囲に限定せず、分団の管轄地域で広く実施するなど、方面隊及び分団単位で見直す方策が有効である。

(2) 関係団体との連携・協力

■ 消防団員の確保に向けた町内会と行政のバックアップの強化、事業所の消防団活動への理解と協力の呼びかけが必要である。

- ・行政は、広報誌やホームページのほか、各種イベント等で広く消防団活動をPRすることが望ましい。
- ・町内会は、地域の防災訓練や会合等の機会を通じて、新入団員の勧誘を行うなど、団員確保に向けた取組を支援することが望ましい。
- ・事業所は、消防団員の防災知識や消防技術を、自社の防災訓練や自衛消防に活用するとともに、勤務時間中における団員の火災覚知や災害現場への出動、消防訓練・行事への参加についても、積極的に支援・協力することが望ましい。

消防力の整備指針 8項目の“消防団の業務”

消防団の業務	主な業務内容
(1) 火災の鎮圧に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・火災発生時における連絡業務 ・火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む）
(2) 火災の予防、警戒に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・防火訓練、広報活動等の火災予防活動 ・戸別訪問による防火指導 ・火災予防運動期間や年末年始の警戒 ・通常夜警 ・火災発生に伴う緊急夜警 ・花火大会等における警戒
(3) 救助に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索 ・被救助者の応急手当
(4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・災害防除活動（強風時の標識倒し等） ・災害現場における警戒 ・災害発生時における連絡業務 ・危険箇所の警戒 ・水防活動
(5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への警報や避難指示等の伝達 ・住民の避難誘導
(6) 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等に対する指導、協力、支援 ・応急手当の普及指導 ・町内会行事等の警戒や防火意識の啓発
(7) 消防団の庶務の処理等の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画の策定 ・経理事務 ・団員の募集 ・その他、庶務関係事務
(8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の点検整備 ・消防水利確保のための除雪や草刈り等 ・操法訓練 ・その他、地域の実情に応じて特に必要とされる業務